

[事案 23-201] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定打切り

<事案の概要>

当初保険契約の申込みは、妻が無断で行ったものであるから、その後順次転換した各転換後契約は無効であるとして、既に受給した給付金を控除した既払込保険料全額の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 58 年 1 月に契約し、その後、昭和 61 年 4 月、平成 4 年 11 月、平成 12 年 8 月に順次転換したが、昭和 58 年 1 月の契約は、申立人が申込書に署名しておらず、妻が無断で署名したものであるから、同契約は、申立人の意思に基づいて締結されたものとはいえず、同契約が無効である以上、以降順次転換した各転換後契約も無効であることから、既に受給した給付金を控除した既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人に募集手続全般にかかる取扱事情を確認したところ、本件契約申込の経緯については 20 年以上前のことであり、明確には記憶していないが、申込みについては常に申立人の意思を確認したとのことで、仮に申込書の保険契約者欄の署名が申立人の妻によるものであったとしても、これは妻が申立人の依頼に基づき、いわゆる署名代理したものであって、本件契約の有効性に影響しない。
- (2) 昭和 57 年 12 月付の取扱報告書には、申立人は同月に診査医による診査に応じていると記録されており、申立人の申込みの意思が推認される。
- (3) 仮に上記の点が明らかでないとしても、当初契約締結後の昭和 58 年 7 月、申立人は、本件契約に基づき、入院給付金を受給している事実から、申立人は本件契約の締結を承認したというべきである。
- (4) また、昭和 61 年 3 月、申立人は、転換前契約として当初契約の保険証券番号および転換振替額が明記された転換申込書に署名している事実から、申立人は本契約の締結を承認したというべきである。
- (5) 仮に当初契約が無効であったとしても、各転換後契約が順次それぞれ有効に成立している以上、当初契約の無効が直ちに各転換後契約の有効性に影響を与えるものではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面等の内容に基づき審理したが、以下の理由により、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号により、裁定打切り通知にて理由を明らかにして裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 本件のように順次転換した契約は、被転換契約の有効を前提とするものであり、被転換契約に無効原因がある場合には、転換契約も無効となる可能性はある。本件の無効原因は、申立人の主張によれば妻が無断で申立人の名で契約をしたというものであり、無権

代理による無効の主張である。

- (2) 無権代理の場合には、本人の追認により有効な契約となるが、仮に昭和 58 年及び平成 4 年の契約が無権代理でなされていたとしても、昭和 61 年及び平成 12 年の契約は申立人が自ら契約をなしており、これは昭和 58 年及び平成 4 年の契約を有効とする前提で行われる行為であると評価できることから、無権代理の追認となる可能性が高く、全体が有効となる可能性が高いといえる。
- (3) また、申立人は一方において「会社の経理、事務、家計も妻に任せざるを得なかった」と述べており、そもそも申立人の妻が保険契約の代理権を有していた（又は有している外形があった）可能性もあり、かかる場合はそもそも無権代理にならない可能性もある。
- (4) 以上のとおり、本件を無断契約とした場合においては、申立人の主張が認められない可能性が高いが、申立人の主張は以上に止どまらず、配当金等の無断引き出し等の主張も含んでおり、また、契約にあたっての説明の有無、適否等によっては、他の原因による契約の無効、取消の問題を含んでいる可能性もある。
- (5) このような事案においては、契約関与者、特に妻の証人尋問や、募集人の反対尋問、更には契約の締結、借入の事実に関する間接事実の認定が不可避であるが、当審査会は裁判外紛争処理機関であり、かかる契約当事者以外の事情聴取や、当事者の反対尋問等の厳密な証拠調べ手続を持たないことから、本件における事実認定は困難であると思料する。